

令和3年1月18日

会 員 各 位

長崎市福祉部

部 長 山口伸一

長崎市介護支援専門員連絡協議会

会 長 大 町 由 里

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援に係る対応について(第8報)

皆様におかれましては、これまでの間に、大変な状況下の中で、通所系サービスの調整等にご協力を頂き、誠にありがとうございます。緊急事態宣言を受けることとなった去る16日に市長と共に会見に同席し、ケアマネジャーの立場から配信する運びとなりました。市長の言葉と共に今後の留意事項についてご説明致します。

長崎市においては、新型コロナウイルス感染症の陽性者が12月末以降、激増しており、長崎医療圏の病床は全国的に見ても東京都と同じくらい逼迫しています。そのような状況の中で、重症化リスクが高い要介護高齢者のクラスター発生を抑制し、感染リスクを低減させるため、在宅における介護サービスの提供について、利用者や介護事業所に対し、次の通りお願いをさせていただきます。

この難局を市民の皆さん、介護事業所、長崎市が一つになって乗り越えていきましょう。

○期間については、18日(月)から1月いっぱいまでとすること。

○通所系サービスについては、この期間内は、可能な限り、複数事業所の利用を控えていただきたい事。

○事業所においては、N-CHAT(健康管理アプリ)の活用促進

○感染拡大状況下のケアマネジメントにご留意いただきたい。

以下、今後の留意点について説明致します。

<ケアマネジメントの留意点>

1. 変更された方において、事業所内での管理のご協力をお願いいたします。

(ホームページに掲載しています、新型コロナウイルス感染拡大防止管理表の「感染者対応表」にある、ご利用者の①トリアージ情報②対応状況のサービス調整内容を入力することで可能となります。)

2. ご利用者ご家族の意向による調整において変更があった場合、かかりつけ医報告をお願いします。

3. 通所系サービス等における感染対策の確認と推進のご協力をお願いします。

①サービス提供時の不織布マスクの使用

※認知症の方にマスクをお願いすることの困難、職員がマスクを介助・はめなおす際の感染拡大の可能性もあります。介護する家族や事業所スタッフの3密を避ける・大声を控える等の基本が不可欠です。

②事業所内での定期的なアルコール消毒(送迎車も含む)

③利用中の定期的な換気(送迎車も含む)

④食事やレクリエーション等の活動の際の、アクリルボード等による飛沫感染防止策への配慮

⑥食事時の会話は控えるようにしているか等

必要な策を講じても尚、今後も感染拡大が起こるかもしれません。今回、留意点1.に記載して通り、ご利用者に関わる感染状況が見える化できるための「感染状況管理表」、感染者(感染疑い)が起こった際の「感染者対応表」を作成しております。ホームページよりダウンロードし、ご活用ください。

新型コロナウイルスを「持ち込まない」「広げない」「持ち出さない」に留意し、どうぞご自愛ください。

※長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページへ掲載しています。

※長崎市緊急事態宣言における市長会見はホームページにリンクしておりますので閲覧ください。

- ❖ 長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております。
- ❖ ご意見等がございましたら、当議会のホームページのフォームに送信ください。